

工事写真撮影要領

地方独立行政法人大阪市博物館機構

工事写真撮影要領

I. 一般事項

1. 総則

- (a) 工事写真の作成については本要領により取り扱うものとする。
- (b) 受注者はこの要領に基づき工事の記録写真を撮影しなければならない。
- (c) この要領は新築又は増改築工事等に適用するものとする。また、これら以外の改修工事についてもこの要領に準じて撮影するものとする。ただし、撮影箇所、写真枚数等は監督職員と協議のうえ定めるものとする。

2. 写真の種別

この要領にいう工事写真とは次に示すものをいう。

- (1) 工事着手前の写真
- (2) 工事工程写真
- (3) 完成写真

3. 写真の形状

工事着手前の写真及び工程写真の大きさはサービス判（7.5cm×11.0cm程度）とする。
完成写真はカラー写真とし、大きさはキャビネ判（11.0cm×16.5cm程度）とする。

4. デジタルカメラ等の規格

- (a) デジタルカメラは高画質（文字・数字・色等撮影対象が識別できること）で200万画素数程度以上のものとする。
- (b) プリンターの解像度も上記の高画質を満たすこと。
- (c) デジタルカメラ撮影に使用するソフトウェアは、画像をソフトウェアに登録後、画像処理が行えないものとし、工事記録写真撮影要領を満たすものとする。

5. 写真の整理

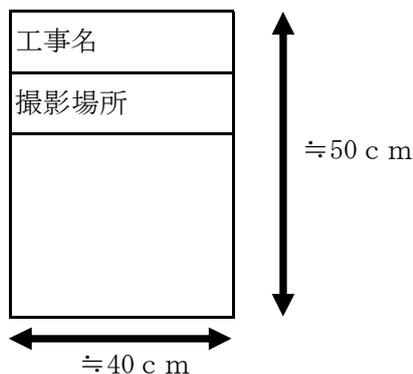
- (a) 工程写真（着工前の写真を含む）と完成写真はそれぞれ別冊にしてアルバムに整理し、CD-R又はDVD-Rを添えて、工程写真は1部、完成写真は3部提出する。
- (b) 工事写真は工事着手前から完成までの経過が把握できるように、一括して順序よくアルバムに整理する。特に工程写真はそれぞれの工事の施工順に従い整理、編集し、写真のみでは施工内容が不明確な場合は、説明図や説明文を添付し、より分かりやすくすると良い。
- (c) アルバムは、A4サイズ（30cm×21cm程度）の専用紙（プリンターメーカーの市販品）で製本したものとする。なお、1冊の厚みは3cm程度とし、それ以上になる場合は分冊とする。
- (d) アルバムの表紙及び背表紙には工事名称を明記する。また、アルバムの第1項には工事の概要（構造規模・工事期間等）、受注者名、現場代理人名等を記入する。

II. 準備及び撮影要領

1. 用具

撮影に当たっては所定の用具のほか、特に次のものを準備し目的物に添える。

- (1) 図に示すような形状・寸法の黒板等を作成し、必要事項を記入のうえ写真の一部に写し込む。



工事写真撮影要領

- (2) 目的物に添えるスケールは、箱尺又は幅広のスケールとし目盛の表示が大きく、使用に際してたるまないものとする。
2. 撮影方法
 - (1) 撮影距離は目的物の全体が撮影されるよう、かつ、写し込んだ黒板の文字及びスケールの目盛が読み取れるように工夫する。また、撮影角度などにも十分注意する。
 - (2) 各部の撮影には黒板に設計図面に表示されている符号などを記入して添えるが、同符号でまぎらわしいものは、X・Y方向の通り名及び説明図などを添記する。
例：(B.3～4) 2G1 …… B通り③～④通り間の2G1
(B.3) 1C1 …… B通り③通り交点の1C1
 - (3) 地下工事、夜間工事、室内等の撮影については、照明に注意し鮮明な写真が撮れるようにする。
 - (4) 色彩の色別を必要とするものは、カラー写真とする。
3. 撮影時期
工事は常に進捗しているので撮影時期を失わないように注意し、中間施工状況の写真以外は、各工程ごとに監督職員の検査を受け合格した時点の状態を撮影し、作業途中のものであってはならない。
4. 建設副産物の処理状況の撮影
請負金額100万円以上建設工事（建設資材の利用量が、土砂や砕石は10m³、塩化ビニル管・継手は1,000kg、その他は1トンに満たない工事、建設副産物の発生・搬出量が、コンクリート塊は10トン、廃塩化ビニル管・継手及び廃プラスチックは1,000kg、建設発生土は10 m³、その他は1トンに満たない工事は除く）については、建設副産物の処理状況を把握するため、下記の内容の記録写真の撮影を行う。
 - (1) 撮影内容は、積み込み状況、運搬状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分地の状況、分別状況、再利用状況等について解るものとする。
 - (2) 運搬状況の撮影に当たっては、積み込み状況、副産物の内容、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。
 - (3) 現場内利用や工事間利用の状況の撮影に当たっては、工事個所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。
 - (4) 再生資源化施設の状況や最終処分状況（直接最終処分する場合に限る）の撮影に当たっては、施設名称看板等を入れて撮影する。
5. 工事写真撮影時期と撮影箇所
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）」による。
(撮影内容の参考：一般社団法人 公共建築協会 営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説/工事写真の撮り方
6. 参考写真
 - (a) 図面と現場が不一致であることが判明したときは、実測結果等をもとに相違が確認できるよう撮影する。
 - (b) 工事施工中に工事現場で災害・事故等が発生した場合には、大小にかかわらずその状況を撮影しすみやかに提出する。
 - (c) 上記の各工程のほか監督職員が特に指示した場合や、受注者が自主的に工事記録写真を撮影をする場合も本要領に準じて行う。
7. 完成写真
 - (a) 建物の外景は、各棟毎に4面から全景を撮影する。
 - (b) 屋内写真は内部の各所、及び監督職員の指示する箇所を撮影する。

化学物質の室内濃度測定 仕様書

地方独立行政法人大阪市博物館機構

化学物質の室内濃度測定仕様書

I. 化学物質の濃度測定について

- 測定箇所
1章（一般共通事項）16項「化学物質の室内濃度測定」の対象室名による
- 測定物質
1章（一般共通事項）16項「化学物質の室内濃度測定」の測定物質による
- 採取・分析方法
拡散方式（測定バッジ、バッジサンプラー等）にて採取し、検査機関にて分析を行う。
分析は「室内空气中化学物質の採取方法と測定方法」（厚生労働省）に準拠して行うこと。
- 採取条件
1) 室の中央付近の床から、概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行う。
2) 室の全ての窓及び扉（造り付け家具、物入れその他これらに類するものの扉を含む。）を30分開放し、その後、窓及び扉（屋外に面するものに限る。）を5時間以上閉鎖し、その状態で検体を設置し、24時間（又は8時間）の測定を行う。8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるように測定を行う。また、室への出入りは最小限にとどめ、かつ迅速に行う。
- 測定計画書
測定前に、監督職員に測定計画書を提出する。
- 測定結果の報告
1) 採取にあたっては、採取年月日、採取条件等を記録しておき、測定結果について、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。
2) 測定結果は、速報（FAX等にて可）を測定日より原則として3日以内に報告し、報告書は後ほど速やかに提出を行うこと。
3) 報告書は、別紙4・5の「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を、各測定物質・各室毎に作成すること。
※厚生労働省の公表している濃度指針値(ppmは室温が25度の換算値)
 - ホルムアルデヒド : 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 0.08ppm
 - トルエン : 260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 0.07ppm
 - キシレン : 870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 0.20ppm
 - スチレン : 220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 0.05ppm
 - エチルベンゼン : 3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 0.88ppm
 - パラジクロロベンゼン : 240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 0.04ppm
 - アセトアルデヒド : 48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 0.03ppm
- 工事完成後の測定結果に対する措置
測定結果が指針値を超えていた場合は、以下の措置を行う。
 - 発生原因の特定及び除去等の対策に努める。
 - 指針値を超えていた有機化合物について再測定を行う。

II. 化学物質の室内濃度測定結果等報告書作成要領

- 「化学物質の室内濃度測定結果報告書（以下「報告書」という。）」を作成するにあたっては、以下の内容に従い作成し、作成後、根拠資料等の関係資料を添えて、監督職員に提出すること。
- 報告書の作成については、別紙5をもとに作成を行うこと。なお、以下の項目については、下記の注意事項を遵守し報告書の作成を行うこと。
 - 測定結果
 - 測定物質
以下より選択し、番号・測定物質名を記入する。

1 ホルムアルデヒド	2 トルエン	3 キシレン
4 スチレン	5 エチルベンゼン	6 パラジクロロベンゼン
7 アセトアルデヒド		
 - 測定物質の濃度
測定濃度を記入する。（桁数は測定結果数値の有効桁数による。）
 - 概要
 - 工事種別
以下より選択し、番号・工事種別を記入する。

1 新築	2 増築	3 改造	4 その他 ()
------	------	------	-----------
 - 構造
以下より選択し、番号・構造を記入する。

1 鉄筋コンクリート造	2 鉄骨造	3 軽量鉄骨造
4 コンクリートブロック造	5 その他 ()	

化学物質の室内濃度測定仕様書

3) 測定室概要

- 開口部の向き
以下より選択し、番号・開口部の向きを記入する。（開口部が2ヶ所以上ある場合は、面積の大きい開口部の向きとし、同一面積の場合は南西に近い開口部の向きを記入する。）

1 東	2 南	3 西	4 北	5 南西	6 南東	7 北西	8 北東
-----	-----	-----	-----	------	------	------	------

- 開口部の数
測定した室における外気に面する開口部の数を記入する。（換気口、ガラリ、出入口は算入しない。）

- 開口部の大きさ
「開口部の向き」で選択した開口部について、その寸法を記入する。（単位mm）

- 測定室の換気設備
以下より選択し、番号・測定室の換気設備を記入する。

1 なし	2 局所換気設備あり	3 全般換気設備あり
4 局所及び全般換気あり		

- 測定室の冷暖房設備
以下より選択し、番号・測定室の冷暖房設備を記入する。

1 なし	2 エアコン	3 その他 ()
------	--------	-----------

4) 測定室の仕様

- サッシの気密性等級
以下より選択し、番号・サッシの気密性等級を記入する。

1 A-1	2 A-2	3 A-3	4 A-4
-------	-------	-------	-------

- 内装ドア
以下より選択し、番号・内装ドアを記入する。

1 スチール	2 普通合板	3 普通合板・壁紙
4 普通合板(FcO)・ふすま紙	5 普通合板・ビニル系ふすま紙	
6 ふすま紙	7 化粧合板	8 パーティクルボード
9 アコーディオンドア (ビニル系)	10 スクールパーティション	11 その他 ()

- 床下地
以下より選択し、番号・床下地を記入する。

1 普通合板	2 ラワン合板	3 型枠用合板	4 複合合板
5 構造用合板	6 耐水合板	7 杉板下地	8 パーティクルボード
9 コンクリート・モルタル下地	10 フリーアクセスフロア		
11 発砲プラスチック系床下地材	12 その他 ()		

- 床仕上げ
以下より選択し、番号・床仕上げを記入する。

1 畳	2 複合フローリング	3 集成材フローリング
4 フローリングブロック	5 ビニル床シート	6 ビニル床タイル
7 合成樹脂塗床	8 カーペット	9 タイル
10 化粧合板	11 モルタル金鍍	12 その他 ()

- 壁下地
以下より選択し、番号・壁下地を記入する。

1 コンクリート下地	2 コンクリート型枠兼用断熱複合パネル		
3 コンクリート下地石膏ボード張	4 コンクリート下地ラワン合板		
5 ALC板下地GL工法石膏ボード張	6 LGS下地石膏ボード張		
7 木パネル下地石膏ボード張	8 木下地石膏ボード張		
9 木製壁パネル間仕切り	10 普通合板	11 けい酸カルシウム板	
12 石膏ボード	13 しな合板	14 ラワン合板	15 その他 ()

- 壁下地用接着剤
以下より選択し、番号・壁下地用接着剤を記入する。

1 なし	2 釘	3 ネジ	4 酢酸ビニル樹脂形溶剤形
5 酢酸ビニル樹脂形エマルジョン形	6 合成ゴム系溶剤形	7 エポキシ樹脂系	
8 ウレタン樹脂系	9 変成シリコン樹脂系	10 その他 ()	

- 壁仕上げ
以下より選択し、番号・壁仕上げを記入する。

1 ビニルクロス	2 けい酸カルシウム板	3 石膏ボード
4 シーリング石膏ボード	5 プリント合板	6 天然木化粧合板
7 塩ビ合板	8 アクリルリシン吹付	9 木毛セメント板
10 複層塗材	11 EP	12 SOP
13 タイル	14 なし	15 その他 ()

化学物質の室内濃度測定仕様書

- ・ 壁紙用接着剤
以下より選択し、番号・壁紙用接着剤を記入する。

1 壁紙施工用澱粉系接着剤	2 なし	3 その他 ()
---------------	------	-----------
 - ・ 天井下地
以下より選択し、番号・天井下地を記入する。

1 コンクリート下地	2 軽量鉄骨下地	3 木下地
4 木毛セメント板	5 その他 ()	
 - ・ 天井仕上げ
以下より選択し、番号・天井仕上げを記入する。

1 複層仕上塗材	2 薄付け仕上塗材	3 化粧石膏ボード
4 けい酸カルシウム板	5 その他 ()	
 - ・ 断熱材
以下より選択し、番号・断熱材を記入する。

1 硬質ウレタンフォーム現場発砲	2 硬質ウレタン複合断熱ボード	
3 硬質ウレタンフォーム保温材	4 発砲ウレタンフォーム保温材裏打ち石膏ボード	
5 フォームポリスチレンボード	6 ロックウール	7 グラスウール
8 発砲プラスチック保温材裏打ちウツ合板	9 発砲プラスチック保温材裏打ち石膏ボード	
10 ポリスチレンフォーム	11 ポリスチレンフォーム保温材	
12 ポリスチレンフォーム保温材裏打ち石膏ボード		
13 木毛セメント板	14 なし	15 その他 ()
 - ・ 断熱材用接着剤
以下より選択し、番号・断熱材用接着剤を記入する。

1 エチレン酢酸ビニル系	2 エポキシ樹脂系	3 再生ゴム系溶剤
4 酢酸ビニル樹脂系	5 ゴム系・酢酸ビニル樹脂系併用	
6 一液無溶剤型変成シリコン系	7 クロロブレン系溶剤	8 なし
10 その他 ()		
 - ・ 塗料
以下より選択し、番号・塗料を記入する。

1 SOP	2 CL	3 NAD	4 DP	5 EP-G	6 EP
7 EP-T	8 UC	9 OS	10 WP	11 マスチック	
12 薄付け仕上塗材	13 厚付け仕上塗材	14 複層仕上塗材			
15 軽量骨材仕上塗材	16 その他 ()		17 なし		
- 5) 採取条件
- ・ 分析法
以下より選択し、番号・分析法を記入する。

1 高速液体クロマトグラフ法	2 ガスクロマトグラフ法
3 DNPH誘導体化固相吸着-加熱脱着法	4 固相吸着-溶媒抽出法
5 固相吸着-加熱脱着法	6 その他 ()
 - ・ 採取年月日、採取時刻
採取が2日以上に渡る場合は、採取開始日(時刻)及び採取終了日(時刻)を記入する。(記載例: H230801-H230802、13:30~13:30)
 - ・ 室温、相対湿度
採取開始時刻から採取終了時刻までの室温・平均相対湿度を記入する。
 - ・ 天候
以下より選択し、番号・天候を記入する。

1 晴れ	2 曇り	3 雨	4 雪	5 晴れ/曇り
6 曇り/雨	7 曇り/雪	8 雨/雪	9 その他 ()	
 - ・ 日照の状況
以下より選択し、番号・日照の状況を記入する。(居室内に日影が明確にできる場合は「あり」、明確でない場合は「なし」とする。)

1 あり	2 なし
------	------
 - ・ 採取前(採取中)の開口部の開閉状況
以下より選択し、番号・採取前(採取中)の開口部の開閉状況を記入する。

1 全て密閉	2 一部開放	3 全部開放
--------	--------	--------
 - ・ 換気設備の使用状況
以下より選択し、番号・換気設備の使用状況を記入する。

1 使用しない	2 使用した
---------	--------
 - ・ 冷暖房設備の使用状況
以下より選択し、番号・冷暖房設備の使用状況を記入する。

1 使用しない	2 暖房使用	3 冷房使用
---------	--------	--------

《測定計画書》

(測定物質毎に記入する)

1. 施設名 _____

2. 測定室	階	室	階	室
	階	室	階	室
	階	室	階	室
	階	室	階	室
	階	室	階	室
	階	室	階	室

3. 測定物質 (○で囲む)

- ・ホルムアルデヒド ・ トルエン ・ キシレン ・ スチレン ・ エチルベンゼン
- ・パラジクロロベンゼン ・ アセトアルデヒド

4. 測定器具の名称 _____

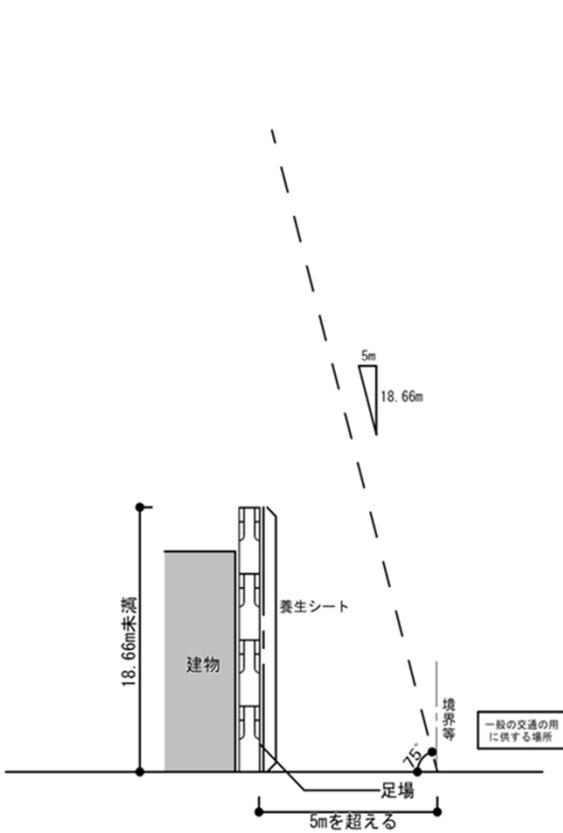
5. 分析法

6. 測定開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

タイムコース													(該当する時間帯に○をつける)	
時刻	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00		
	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00		
換気 (月日)														
閉鎖 (月日)				○										
採取 (月日)														
(月日)														
(月日)														

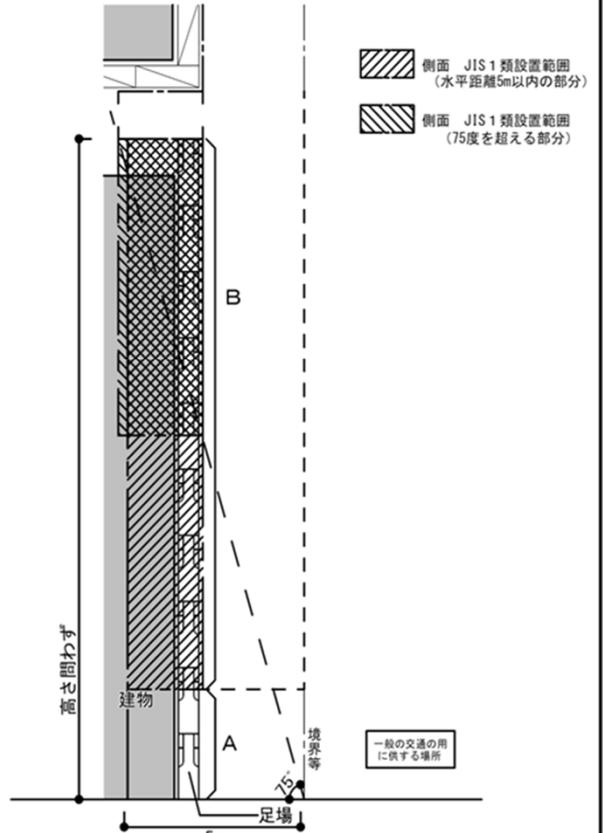
仮設特記仕様書【養生シート】

①水平距離5mを超え足場高さ18.66m未満の場合



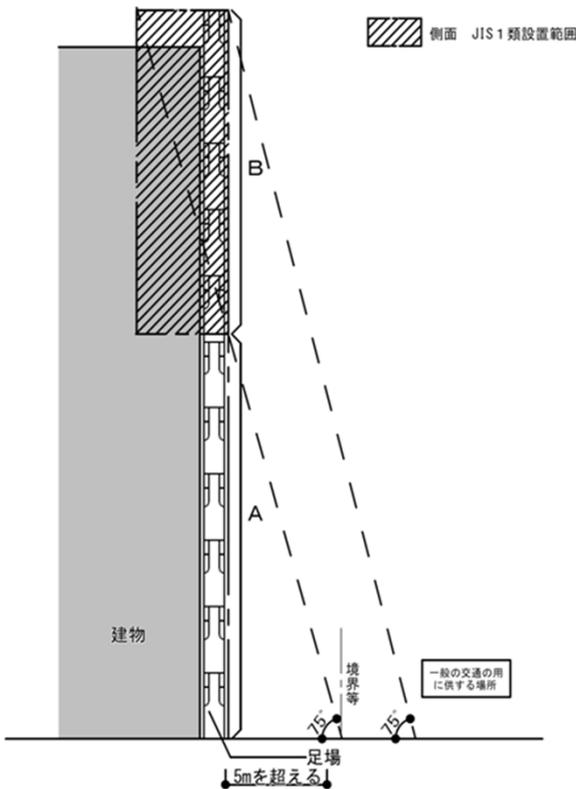
養生シート等の種類 JIS 2類

②水平距離5m以内の場合



養生シート等の種類 Aの範囲 (GLから仮囲い等[※]の高さまで) JIS 2類
Bの範囲 JIS 1類

③ ①, ②以外の場合



養生シート等の種類 Aの範囲 JIS 2類
Bの範囲 JIS 1類

注記

- ・施工範囲は施工計画書を作成し、監督職員の確認の上決定すること。
- ・一般の交通の用に供する場所とは、工事関係者以外の者が容易に立ち入れる場所のことをいう。
- ・養生シート等とは、ネット状養生シート、養生シートのことをいう。

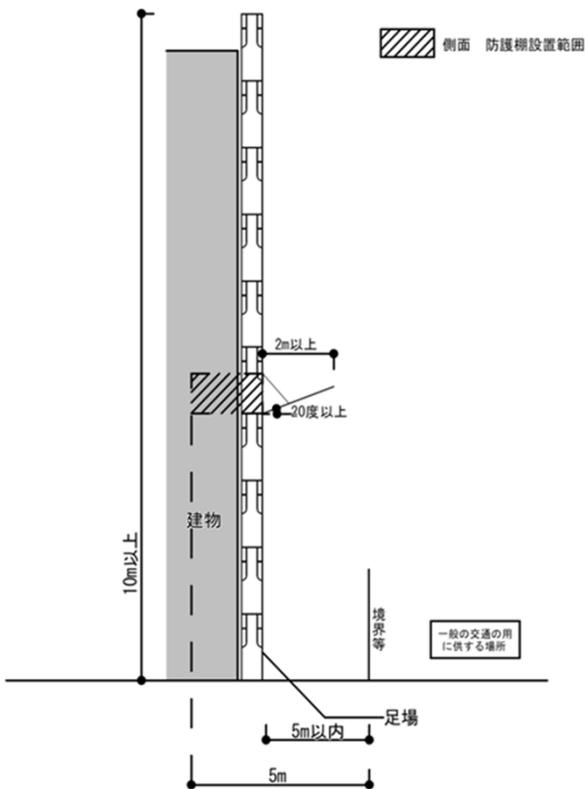
※仮囲い等とは、そのもので落下物による危害の防止を図ることが出来るものをいう

例：鋼板塀

ガードフェンスのメッシュ部分に養生シートJIS 1類を張った場合
CB塀、コンクリート塀 など

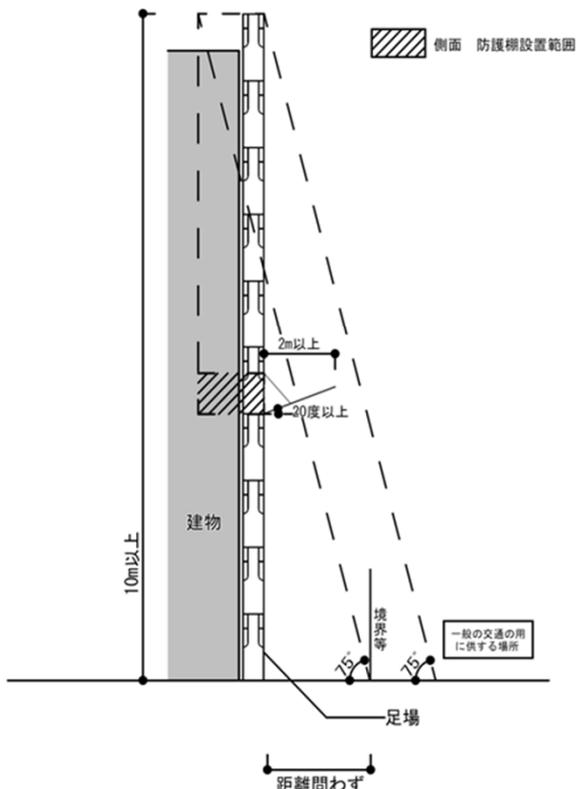
仮設特記仕様書【防護棚】

①通常の設置方法（水平距離5m以内）



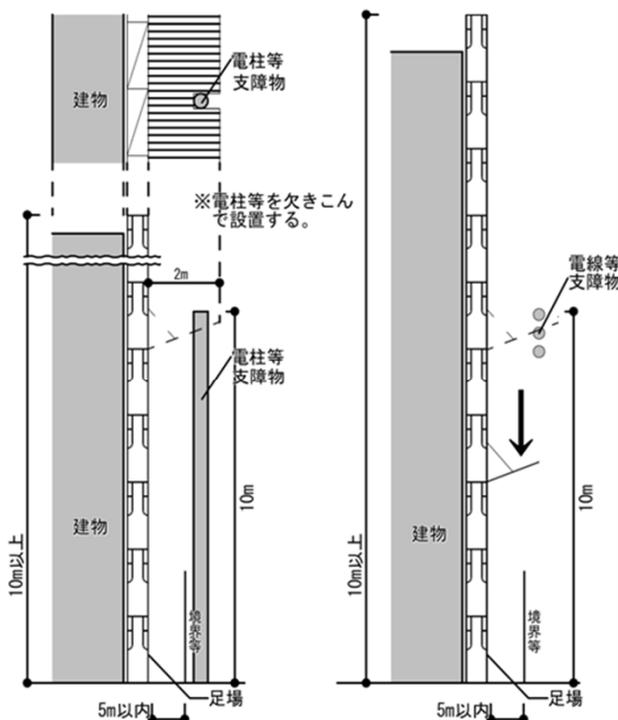
10m以内で1段以上（20m以上は2段以上）設置する

②通常の設置方法（ふ角75度）



10m以内で1段以上（20m以上は2段以上）設置する

③建築工事公衆災害防止対策要綱に定める設置基準を満たすことができない場合



上図のように防護棚を欠きこんで設置できない場合は監督職員との協議による。

注記

- ・①又は②のどちらかの場合でも防護棚を設置しなければならない。
- ・①及び②のどちらにも該当する場合、防護棚の回りこみ設置範囲は、①及び②で範囲が広い方を設置範囲として設定する。
- ・施工範囲は施工計画書を作成し、監督職員の確認の上決定すること。
- ・一般の交通の用に供する場所とは、工事関係者以外の者が容易に立ち入れる場所の事をいう。